

公立大学法人神戸市外国語大学学則

2007年4月1日

学則第1号

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に基づき、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めるところに従い、外国語ならびに国際文化に関する理論及び実際を教授研究し、広い国際知識及び円満な人格を具備する人材を育成することを目的とする。

(職員)

第1条の2 前条の目的のために、本学に次の職員を置く。

- (1) 学長、副学長、教授、准教授、講師、助教及び助手
- (2) 学生支援部長、教務部長及び外国学研究所長
- (3) 事務職員及び技術職員
- (4) その他必要な職員

2 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

3 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 学生支援部長、教務部長及び外国学研究所長は、教授、准教授又は講師をもって充てる。

第2章 外国語学部及び外国語学部2部

第1節 総則

第2条 本学に外国語学部（以下「学部」という。）及び外国語学部第2部（以下「第2部」という。）を置き、学部に英米学科、ロシア学科、中国学科、イスパニア学科及び国際関係学科を、第2部に英米学科を置く。

第3条 本学の修業年限は、4年とする。

第4条 本学の学生定員は、次のとおりとする。

学部別	学科別	入学定員	総定員
学部	英米学科	140人	560人
	ロシア学科	40	160
	中国学科	50	200
	イスパニア学科	40	160
	国際関係学科	80	320
第2部	英米学科	80	320
計		430	1720

第2節 学年、学期及び休業日

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学年を分けて次の2学期とする。

(1) 前期 4月1日から9月30日まで

(2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長が特に必要があると認めるときは、前項の期間を変更することができる。

第7条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業 2月20日から4月5日まで

(4) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月25日から翌年1月5日まで

2 学長が特に必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第3節 学部の授業科目、履修方法及び単位の授与

第8条 学部の授業科目は、必修科目及び選択科目とする。

2 英米学科、ロシア学科、中国学科及びイスパニア学科においては、必修科目を学科専攻語学及び研究指導に、選択科目を学科基礎科目、兼修語学、全学共通科目、コース科目及び課程のために設置される科目（以下「課程科目」という。）に分ける。

3 国際関係学科においては、必修科目を学科専攻語学、卒業論文指導及び卒業論文に、選択科目を学科基礎科目、兼修語学、全学共通科目、学科専門科目及び課程科目に分ける。

第9条 各授業科目の系列、名称、単位数、履修方法及び単位の認定については、履修規程で定める。

第10条 1 授業科目の課程を修了した者には、単位を与える。

2 前項の単位の計算は、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず、別に定める授業科目については、同項の計算と異なる計算により1単位とすることができる。

第11条 英米学科、ロシア学科、中国学科及びイスパニア学科において全課程を修了するには、124単位以上の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の授業科目には、52単位以上の学科専攻語学及び兼修語学、16単位以上の全学共通科目、12単位以上の学科基礎科目、20単位以上のコース科目並びに16単位の研究指導及び卒業論文を含まなければならない。

3 前項の研究指導及び卒業論文の単位認定については履修規程で定める。

4 国際関係学科において全課程を修了するには、124単位以上の授業科目を履修しなければならない。

5 前項の授業科目には、32単位以上の学科専攻語学及び兼修語学、16単位以上の全学共通基礎科目、12単位以上の学科基礎科目、40単位以上の学科専門科目並びに16単位の卒業論文指導及び卒業論文を含まなければならない。

第12条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）による同法第4条に規定する免許状（以下「免許状」という。）の授与に係る所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、各相当の免許状を受ける資格を取得することができる。

2 免許状の種類及び履修方法は、別に定める。

第4節 第2部の授業科目、履修方法及び単位の授与

第13条 第2部の授業科目は、必修科目及び選択科目とし、必修科目を学科専攻語学及び研究指導に、選択科目を学科基礎科目、兼修語学、全学共通科目、コース科目及び課程科目に分ける。

第14条 各授業科目の系列、名称、単位数、履修方法及び単位の認定については、履修規程で定める。

第15条 単位の授与及び単位の計算の方法については、第10条の規定を適用する。

第16条 第2部において全課程を修了するには、124単位以上の授業科目を履修しなければならない。

2 前項の授業科目には、48単位以上の学科専攻語学及び兼修語学、12単位以上の全学共通科目、12単位以上の学科基礎科目、20単位以上のコース科目並びに16単位の研究指導及び卒業論文を含まなければならない。

3 前項の研究指導及び卒業論文の単位認定については履修規程で定める。

第17条 免許状の授与に係る所定の科目に該当する授業科目の単位を修得した者は、各相当の免許状を受ける資格を取得することができる。

2 免許状の種類及び履修方法は、別に定める。

第5節 他の大学等との単位互換、特別聴講学生及び外国人交流留学生

第18条 前2節に定めるもののほか、教育上有益と認めるときは、他の大学又は高等専門学校（以下「他の大学等」という）との協議に基づき、学生が他の大学等の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により、学生が履修した授業科目について取得した単位は、34単位を超えない範囲で本学において取得したものとみなす。

3 前2項の規定は、学生が学長の許可を受けて外国の大学に留学する場合に準用する。この場合において、留学期間は、在学期間に算入する。

4 本条又は別に定める場合を除き、学生は学校教育法第1条及び第132条に定める他の学校に同時に正規の学生として在籍することはできない。

第19条 他の大学等との協議に基づき、他の大学等に在学する者を特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 特別聴講学生及び特別聴講料に関する事項は、別に定める。

3 本条又は別に定める場合を除き、学校教育法第1条及び第132条に定める他の学校に在学する者は、同時に本学に正規の学生として入学することはできない。

第20条 外国の大学との協議に基づき、外国の大学に在学する者を外国人交流留学生として、入学を許可することができる。

2 外国人交流留学生に関する事項は、別に定める。

第6節 学位の授与

第21条 4年以上在学し、第11条又は第16条の規定による課程を修了した者には、本学の学位規程の定めるところにより学士の学位を授与する。

第7節 入学、転部、休学、退学及び在学期間

第22条 入学の時期は、毎年4月とする。

第23条 入学を許可する者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本学所定の入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 高等学校（中等教育学校〔後期課程〕を含む。）を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たす者に限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (9) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第24条 次に掲げる者は、前条の規定にかかわらず、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。

- (1) 本学の一つの学科を卒業した者で、更に他の学科に入学を志願する者
- (2) 本学を退学した者で、退学後2年以内に同一学科に再入学を志願する者但し、第36条第2項に該当する者は、この限りではない。
- (3) 他の大学、短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (4) 他の大学から転学を志願する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律の規定に基づき大学に編入学することができる者

第25条 入学志願者は、所定の書類に別に定める入学選抜料を添え、指定期間内に本学に提出しなければならない。

- 2 既納の入学選抜料は、還付しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合においては、別に定める額を還付することができる。
 - (1) 入学志願者が、入学試験の第1段階選抜で不合格となったとき。
 - (2) 学長が特に必要であると認めるとき。

第26条 入学を許可された者は、保証人を定め、指定の期間内に、本学所定の宣誓書に保証人誓約書及び別に定める入学金を添えて、本学に提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを怠った者に対しては、その入学許可を取り消すことができる。
- 3 入学を許可した後であっても、第18条第4項、第19条第3項、第23条、第24条及び入学に関し別に定める規程に反することが判明した場合は、入学許可を取り消す等必要な処分を行うことができる。
- 4 前2項により入学許可を取り消した場合であっても、既納の入学金は返還しない。又別に定める授業料等も返還しないことができる。

第27条 入学を許可された者又は保証人の住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに届け出なければならない。

第28条 本学に在学する者で、転部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することができる。

第29条 疾病・事故又は留学等により3箇月以上修学することができない者は、保証人と連署を持って、1年以内の休学を願い出ることができる。

- 2 前項の規定による許可を受けた者で、特別の事由があるものは、引き続き更に、1年以内の休学を願い出ることができる。
- 3 疾病による休学の場合には、願書に医師の診断書を添えなければならない。

第30条 特別の必要があると認めた者に休学を命じることができる。

第31条 休学の事由がなくなったときは、審議の上、復学を許可する。

第32条 休学の期間は、通算して3年を超えることはできない。

第33条 退学しようとする者は、その事由を詳記して、保証人と連署を持って願い出なければならない。

2 疾病による退学の場合には、願書に医師の診断書を添えなければならない。

第34条 在学期間は、7年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第24条の規定により第2年次に編入学した者の在学期間は6年を超えることはできない。また、第3年次に編入学した者の在学期間は5年を超えることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、第28条の規定により相当学年に転部したものについても前項に準ずるものとする。なお、第1年次に転部した者の在学期間は第1項のとおりとする。

4 前3項の在学期間には、休学の期間は、算入しない。

第35条 次のいずれかに該当する者は、退学させることができる。

(1) 疾病その他の事由により成業の見込みがないと認めた者

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお、納付しない者

第8節 賞 罰

第36条 学生でよくその本分を全うし、他の模範とするに足るものがあるときは、これを表彰する。

2 学生で本学の諸規定に背き、その他学生の本分にもとる行為があるものは、学生懲戒規程に基づき懲戒する。懲戒は、戒告、停学及び退学の3種とする。

3 前項後段に規定する退学は、次の各号のいずれかに該当するときに行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められるとき。

(2) 本学の秩序を乱し、その他学生の本分に著しく反したとき。

第9節 授業料

第37条 本章に定めるもののほか、授業料、入学金、入学選抜料等納付金に関することは、別に定めるところによる。

第10節 科目等履修生

第38条 授業科目を選択して、履修を願い出る者があるときは、収容能力の限度内において、選考の上、許可することができる。

2 前項の履修を願い出ようとする者は、所定の書類に別に定める入学選抜料を添えて、指定期間内に、本学に提出しなければならない。

3 第1項の規定により履修を許可された者は、保証人を定め、指定期間内に、本学所定の宣誓書に保証人誓約書及び別に定める入学金を添えて、本学に提出しなければならない。

4 第26条第2項の規定は、前2項の入学選抜料及び入学金に準用する。

第39条 第22条、第27条、第29条（第2項を除く。）、第31条、第33条、第35条第2号及び第36条（第1項を除く。）の規定は、科目等履修生に準用する。

第40条 本章に定めるもののほか、科目等履修生の入学資格、授業料、入学選抜料、入学金等納付金に関することは、別に定めるところによる。

第11節 外国人留学生

第41条 外国人で本学学生又は科目等履修生として入学又は履修を願い出る者があるときは、収容能力の限度内において、選考の上、入学又は履修を許可することができる。

第42条 外国人留学生については、別に定めるもののほか、一般学生又は科目等履修生に関する規定を準用する。

第12節 奨学生

第43条 本学に在学し、品行方正、学術優秀で、学資の支弁が困難と認められる者に対し、本学奨学生として、学資を貸与することができる。

2 前項の奨学生の取扱いについては、別に定める。

第13節 削除

第44条 削除

第14節 教授会

第45条 本学に教授会を置く。

2 教授会については、別に定める。

第3章 大学院

第46条 本学に大学院を置く。

2 大学院については、別に定める。

第4章 外国学研究所及び学術情報センター

第47条 本学に外国学研究所を置く。

2 外国学研究所については、別に定める。

第48条 本学に学術情報センターを置く。

2 学術情報センターについては、別に定める。

第5章 雑則

第49条 この学則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2007年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、2009年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の学則第3節及び第4節の規定は、2009年度以後に入学する者について適用し、2008年度以前に入学した者については、別に定めるもののほか、なお従前の例による。

3 2009年度から2011年度までの各年度における学部各学科及び第2部英米学科の総定員については、第4条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部別	学 科 別	2009年度	2010年度	2011年度
学 部	英米学科	500人	520人	540人
	ロシア学科	160	160	160
	中国学科	170	180	190
	イスパニア学科	160	160	160
	国際関係学科	320	320	320
第2部	英米学科	440	400	360
	計	1750	1740	1730

附 則

(施行期日)

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 2010年3月31日までに入学した者の在学期間については、従前の例による。

附 則

この学則は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。